

## 【 別表 】

### 特別管理加算の対象者

(特別な管理を必要とする利用者)

介護保険の場合	
特別管理加算(Ⅰ)500単位/月	特別管理加算(Ⅱ)250単位/月
イ 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態	ロ 在宅自己腹膜灌流指導管理、 在宅血液透析指導管理、 在宅酸素療法指導管理、 在宅中心静脈栄養法指導管理、 在宅成分栄養経管栄養法指導管理、 在宅自己導尿指導管理、 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、 在宅自己疼痛管理指導管理、 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ハ 人口肛門又は人工膀胱を設置している状態 ニ 真皮を超える褥瘡の状態 ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※区分支給限度基準額の枠外加算となります。

医療保険の場合	
特別な管理のうち重症度等の高い場合:5,000円/月	特別な管理を要する場合:2,500円/月
(ア) 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者	(イ) 在宅自己腹膜灌流指導管理、 在宅血液透析指導管理、 在宅酸素療法指導管理、 在宅中心静脈栄養法指導管理、 在宅成分栄養経管栄養法指導管理、 在宅自己導尿指導管理、 在宅人工呼吸指導管理、 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、 在宅自己疼痛管理指導管理、 又は、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者 (ウ) 人口肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 (エ) 真皮を越える褥瘡の状態にある者 (オ) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

※特別管理加算の対象者は、週4日以上、かつ1日3回まで訪問看護を利用できます。